

災害に係る住家被害認定業務

実施体制の手引き

I . 本 編

平成22年
内閣府

はじめに

災害に係る住家の被害認定は、市町村において実施することとされているが、近年度々発生している大規模災害においては、多数の被災家屋が発生し、被害認定調査、さらには災証明書の発行段階において、各市町村の行政能力を超えた業務量が発生する事態が生じている。

本書は、このような大規模災害が発生した場合における、住家の被害認定の適切かつ円滑な実施の一助とすべく、学識経験者のご意見を踏まえ、大規模災害を経験した自治体における事例を参考に作成されたものである。

大規模災害が発生した際には、住家被害認定業務の実施体制整備の参考として本書をご活用いただくことはもとより、各都道府県、市町村における住家の被害認定及び災証明書の担当等におかれては、平時においても、応援協定の締結等事前対策の充実にあたっての参考として、本書を有効に活用されることを望む次第である。

最後に、本書の作成に際し、学識経験者及び被災自治体等より多大なるご協力を頂いたことに心から感謝申し上げます。

平成22年12月

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

本書の作成にご協力いただいた学識経験者及び地方自治体

住家被害認定業務の実施体制整備のあり方に関する検討会 名簿

（敬称略、順不同）

座長 重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
委員 杉山 義孝	財団法人日本建築防災協会 専務理事
田中 聡	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所 教授
山崎 栄一	大分大学教育福祉科学部 准教授
青木 健司	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 指導係長
宇羅 良博	石川県輪島市建設部都市整備課 建築係長
小野寺 勝	神奈川県横浜市消防局危機管理室 危機対処計画課担当 係長
溝口 裕昭	東京都総務局総合防災部 情報統括担当課長

調査にご協力頂いた自治体

新潟県 柏崎市 小千谷市 石川県 輪島市 兵庫県 佐用町 鹿児島県 さつま町
他

災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きの構成

「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」は、次の3冊で構成されている。

- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き I. 本編
- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き II. 資料編
- ・ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き III. 自治体事例編

『I. 本編』は、災害時に、住家被害認定業務ならびに災証明書の発行について、体制づくりと実施のために検討すると良いと考えられる項目を簡潔に示したものである。災害に係る住家被害認定業務の全体像がわかるよう、2部構成となっている。1部は「総則」として、災害に係る住家の被害認定制度の概要を記載している。2部は、「被害認定の実施について」として、過去の被災自治体の経験に基づき、住家の被害認定実施にあたって、検討すると良いと考えられる項目を記載している。

『II. 資料編』は、『I. 本編』を補完するものである。全体は、本編と同じ2部構成となっており、1部が「総則」、2部が「被害認定の実施について」であることは、本編と同様である。

「総則」は、『I. 本編』の再掲である。2部の「被害認定の実施について」においては、各項目に対して、過去の被災自治体の考え方や、考え方が複数ある場合のメリット・デメリット、具体的な実施事例が掲載されている。

さらに、参考資料として、調査票と記入例、過去の被災自治体等の情報、兵庫県家屋被害認定士制度の紹介、市区町村において事前に準備しておくことが適当な事項、関係法令について掲載している。

『III. 自治体事例編』は、災害時の流れをイメージしやすくするため、過去の災害時の実施状況についてのヒアリング調査結果を、自治体毎に本編・資料編と同じ項目立てで整理したものである。したがって、自治体によって、項目立てはあっても記載のない項目が存在する。

なお、各自治体の実施方法を参考にするための基礎データとして、被災当時の自治体規模や被害規模情報を併せて掲載している。

目 次

総 則	1
1. 災害に係る住家の被害認定とは.....	2
1) 災害に係る住家の被害認定の役割	2
2) 住家の被害区分と認定基準	2
2. リ災証明書とは.....	4
1) リ災証明書とは.....	4
2) リ災証明書に基づく様々な被災者支援策	5
3. 被害認定調査の概要.....	7
1) 災害と調査の種類.....	7
2) 調査方法.....	7
3) 判定方法.....	9
4. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係.....	11
1) 大地震の際に行われる3つの建物被害調査.....	11
被害認定調査の実施について	13
第1章～第5章の構成.....	14
第1章 被害認定調査の実施体制	17
1. 調査計画の策定と体制の設立.....	18
① 担当部署の確定.....	18
② 被害情報の収集.....	18
③ 関連情報の収集.....	18
④ 調査方針の設定.....	19
⑤ 調査件数の想定.....	19
⑥ 全体スケジュールの確認・調整.....	19
⑦ 被害認定調査の体制の設定.....	19

2.	人員手配.....	19
①	人員計算.....	19
②	庁内での人員確保.....	20
③	応援人員の手配.....	20
3.	資機材等の調達.....	20
①	空間の確保.....	20
②	調査機材の調達.....	20
4.	広報.....	20
①	被害認定調査実施に関する広報.....	21
②	支援制度やり災証明書発行スケジュール等に関する広報.....	21
③	マスコミへの対応.....	21
5.	都道府県の役割.....	21
①	市町村間調整.....	21
②	市町村からの相談対応.....	21
③	人員手配.....	22
④	資機材調達.....	22
⑤	被害認定調査のサポート.....	22
第2章 被害認定調査の実施計画.....		23
1.	調査全体の管理.....	24
①	人員管理.....	24
②	地域割の決定.....	24
③	調査の進行管理.....	24
④	調査員間の情報共有方法の決定.....	25
⑤	一日のスケジュールの設定.....	25
2.	地域割方針の決定.....	25
①	調査対象地域の確認.....	25
②	調査順序の設定.....	25
③	地域割の見直し.....	25
3.	班編成方針の決定.....	26
①	班編成の考え方の決定.....	26
②	班編成の見直し.....	26

4.	研修の実施方針の決定.....	26
①	研修内容の決定.....	26
②	研修方法の決定.....	26
5.	コーディネーターの日々の業務.....	27
①	調査地域のコーディネート.....	27
②	班編成のコーディネート.....	27
③	調査員への研修の実施.....	27
④	調査員への問い合わせ対応.....	27
⑤	調査結果のチェック.....	27
⑥	情報共有.....	28
⑦	翌日の調査準備.....	28
⑧	調査先への連絡・調整(水害、風害、地震第2次調査).....	28
第3章 調査の実施.....		29
1.	調査員の一日の流れ.....	30
①	調査員の一日の流れ.....	30
②	一日のスケジュール.....	30
2.	伝達ミーティング.....	30
①	伝達ミーティングの実施.....	30
3.	現地調査.....	31
①	調査対象の確認.....	31
②	写真撮影.....	31
③	調査結果の記入.....	31
④	調査済証の貼付.....	31
⑤	住民対応.....	31
⑥	調査結果のチェック・報告.....	31
4.	情報共有ミーティング.....	32
①	情報共有ミーティングの実施.....	32
5.	調査結果の整理.....	32
①	写真データの管理.....	32
②	調査票の整理とデータ入力.....	32
6.	翌日への準備.....	32
①	翌日の調査準備.....	32

第4章	り災証明書の発行について	33
1.	発行体制の整備	34
	① 発行部署の決定	34
	② 発行のための人員確保	34
	③ 発行手順の決定	34
	④ り災証明書等の様式	34
2.	り災証明書発行台帳の作成	34
	① り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得	35
	② り災証明書発行台帳の作成	35
3.	り災証明書発行の広報	35
	① り災証明書発行のための手続きの広報	35
	② 支援措置の広報	35
4.	り災証明書の発行	35
	① り災証明書発行会場と必要資機材の確保	36
	② り災証明書発行会場の設営	36
	③ り災証明書発行業務の流れ	36
	④ 調査結果の確認申請	36
5.	その他の被災者支援への活用	37
	① 被害認定調査結果を活用するその他の被災者支援制度の整理	37
	② 被災者支援総合台帳作成の有無の検討	37
	③ 被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得	37
	④ 被災者支援総合台帳の作成	37

総 則

ここでは、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準」や被災者生活再建支援法についての概要を説明します。

1. 災害に係る住家の被害認定とは

1) 災害に係る住家の被害認定の役割

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することをいい、市町村が実施します。この場合の住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問いません。

この被害認定により、災害の規模、被害の全体像の把握がなされるとともに、また被災者に対するり災証明書の発行が行われることとなります。

この被害認定をもとに発行されるり災証明書は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金支給などの判断材料となるなど各種支援策と密接に関連しており、り災証明書の内容によりどのような被災者支援を受けられるかが決まることとなるため、被災者の関心が高いものとなっています。

（被災支援の具体的内容については『2)「り災証明書に基づく様々な被災者支援策」(p6)』を参照)

<被災者に対する支援制度の概要>

・内閣府ホームページ「被災者に対する支援制度の概要」
http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/seido.html

2) 住家の被害区分と認定基準

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の区分があります。それぞれの区分の基準は、「災害の被害認定基準」等に定められています。

「全壊」、「半壊」については、「災害の被害認定基準」において定められています。その基準は、「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」により各省庁間の基準の統一が図られ、その後、平成13年に「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」により改正されています。

「大規模半壊」については、平成16年の被災者生活再建支援法の改正により大規模半壊世帯が支援対象に追加され、現在は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日府政防第880号）」において定義づけられています。これらの定義について、次頁の表に示します。

<住家の被害認定基準>

■被害認定基準

被害認定基準は下表のように、区分されています。それぞれの基準を具体化する数値基準には、損壊基準判定と損害基準判定の2つの方法がありますが、「被害認定」の運用指針は住家の主要な構成要素の損害割合に着目した「損害基準判定」に基づいて作成されています。

		認定基準	数値基準
			損害基準判定
全壊		住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの。 すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。	50%以上
半壊	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	40%以上 50%未満
	その他	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	20%以上 40%未満

損害基準判定:住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

被害認定の基準及びイメージ写真は下記ホームページに掲載されています。

- ・ 災害に係る住家の被害認定基準について
(<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/030110.pdf>)
- ・ 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について
(<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/hankai071214.pdf>)
- ・ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月改定）
(<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/shishinall.pdf>)
- ・ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）
(<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/jirei-lt.pdf>)

また、災害に係る住家の被害認定に関連する資料は下記ホームページに掲載されています。

<http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>

2. り災証明書とは

1) り災証明書とは

本書でいう「り災証明書」とは、被災者が被災者生活再建支援法の適用を受けるために必要となる書面を指すこととします。火災時のり災証明や、災害により死亡又は障害を被った証明とは異なりますので注意が必要です。

本書における「り災証明書」は、被災者生活再建支援法が適用となる自然災害により、住家に対する被害の有無や程度を確認するために利用されます。

<『被災者生活再建支援法』に基づく支援制度（被災者生活再建支援金）>

被災者生活再建支援制度は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、生活を再建するための支援金の給付を行う制度である。制度の概要は以下のとおり。

(1) 制度の対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
(第1条第1項：人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した市町村
第1条第2項：人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した都道府県に含まれ、かつ人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した市町村)
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 制度の対象となる被災世帯

制度の対象となる自然災害により

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給額

支援金の支給額は、以下のA及びBの合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各金額の3/4の額が支給される)

A：住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

上記①～③の世帯：100万円、上記④の世帯：50万円

B：住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入：200万円、補修：100万円、（公営住宅以外の）賃借：50万円

(※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる）

(申請期間) A：災害発生日から13月以内 B：災害発生日から37月以内

(必要書類) A：り災証明書、住民票 等 B：住宅の購入・賃借等の契約書 等

2) リ災証明書に基づく様々な被災者支援策

被災者生活再建支援法以外にも、都道府県や市町村独自の支援を含め、様々な被災者支援策が、「り災証明書」に基づいて行われています。各々が異なる申請期限、必要項目等を有するものであるほか、被災者生活再建支援法に定める「住家」以外のものに対してもり災証明書発行依頼があることも多いため、被災自治体は、適用される各支援策に対応したり災証明書を円滑に発行できるよう、調査方針や発行計画を立てることが重要になります（参考『「第1章1.調査計画の策定と体制の設立」(p18)』）。

- ⇒ 給付 — 被災者生活再建支援法、義援金 等
- ⇒ 融資 — 住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- ⇒ 減免・猶予 — 税の減免・猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免 等
- ⇒ 現物給付 — 災害救助法に基づく住宅の応急修理、仮設入居 等

(※ 傍線部分は法令に基づく支援策であり、通常り災証明書の添付等を要する)

<住宅に関する被災者生活再建支援法以外の法令に基づく被災者支援策の概要>

■災害救助法に基づく支援制度（住宅の応急修理・応急仮設住宅の設置 等）

（１）災害救助法の適用基準

①災害により住家等への被害が生じた場合

- －市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合（例 人口5,000人未満の市町村の場合、住家全壊30世帯以上（半壊は2世帯、床上浸水は3世帯をもって全壊1世帯とみなす。以下同様））
- －人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した都道府県に含まれ、かつ当該市町村の人口に応じて一定以上の世帯の住家の滅失がある場合（例 人口5,000人未満の市町村の場合、住家全壊15世帯以上）
- －人口に応じて一定以上の世帯の住家が滅失した都道府県に含まれているか、または災害が隔絶した地域に発生するなど災害にかかったものの救護を著しく困難と厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

②災害により生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ一定の要件に該当する場合

（２）救助の種類

①応急仮設住宅の設置

- ・住家が全壊等し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものが対象。
- ・災害発生の日から原則20日以内（※）に着工しなければならない。

②住宅の応急修理

- ・住家が半壊等し、自らの資力では応急修理をすることができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者が対象。
- ・居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うもの。支出可能な費用は、1世帯当たり52万円以内。
- ・災害の発生の日から原則1月以内（※）に完了しなければならない。

※ 都道府県知事は、厚生労働大臣の同意を得て、期間を延長することができる

③その他の救助

その他にも、①避難所の設置②食品、飲料水の給与③被服、寝具等の給与④医療、助産⑤被災者の救出⑥住居の障害物の除去、等が救助（現物給付）の対象。

■災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援制度（災害援護資金）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市町村は条例に基づき、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うことができる。

- （１）対象災害：都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- （２）貸付対象者：（１）の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- （３）貸付限度額：350万円以内（被害状況（負傷の程度、全壊、半壊等）により異なる）
- （４）所得制限：世帯に属する者の所得の合計額が、世帯人員数等に応じて設定した額（2人世帯：430万円、その世帯の住居が滅失した世帯：世帯人数によらず1,270万円等）に満たない世帯が対象。
- （５）貸付条件：利 率：年3%（据置期間中は無利子）
償還方法：年賦又は半年賦
据置期間：3年（特別の場合5年）
償還期間：10年（据置期間を含む）

3. 被害認定調査の概要

1) 災害と調査の種類

調査方法は、地震と水害・風害で異なります。

<災害の種類と想定している住家被害>

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

2) 調査方法

a) 地震

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施します（ただし、調査棟数が少ない場合等は、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられます。）。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視により把握します。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施します。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握します。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いが必要となります。また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とされています。

b) 水害

水害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握します。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いが必要となります。

また、原則として内部立入調査が必要ですが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができ

ない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とされています。

c) 風害

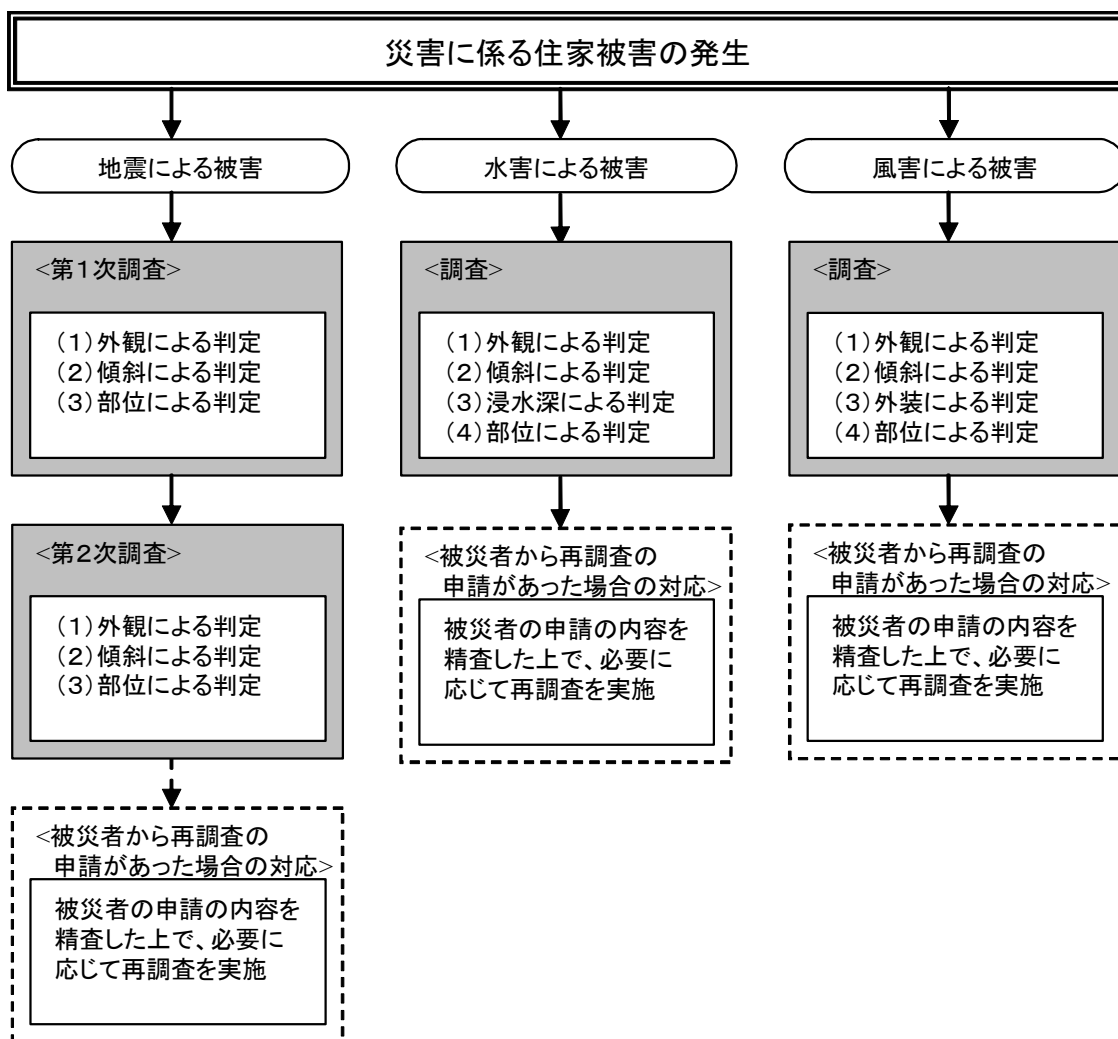
風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握します。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とします。

また、原則として内部立入調査が必要ですが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とされています。

被災者から判定結果に対して再調査の申請があった場合には、当該被災者の申請の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行います。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示します。



3) 判定方法

住家の被害認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としています。

しかし、これを忠実に適用し住家の被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、建築の専門的知識を要するものであることから、内閣府の定めた運用指針においては、一般的な住家を想定し、各部位にかかる再建築費等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定するとしています。

<損害割合の計算方法について>

■住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \dots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

■部位別割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

$$\begin{aligned} \boxed{\text{部位別損害割合}} &= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷率}} \\ &= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷程度}} \times \boxed{\text{損傷部分の割合}} \end{aligned}$$

■部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害	
	木造・プレハブ	屋根	10%	屋根 柱(又は耐力壁) 床(階段を含む)
	壁(外壁)	80%	外壁 内壁 天井 建具	10% 15% 5% 10%
	基礎	10%	基礎 設備	10% 10%
非木造	<柱の損傷により判定>		柱(又は耐力壁)	50%
	柱(又は梁)	60%	床・梁	10%
	雑壁・仕上等	25%	外部仕上・雑壁・屋根	10%
	設備等(外部階段を含む)	15%	内部仕上・天井	10%
	<外壁の損傷により判定>		建具	5%
	外壁	85%	設備等(外部階段を含む)	15%
	設備等(外部階段を含む)	15%		

■部位の損傷程度

部位毎にⅠ～Ⅴまでの損傷程度が定められています。
 <損傷程度の例 地震:木造・プレハブ 屋根>

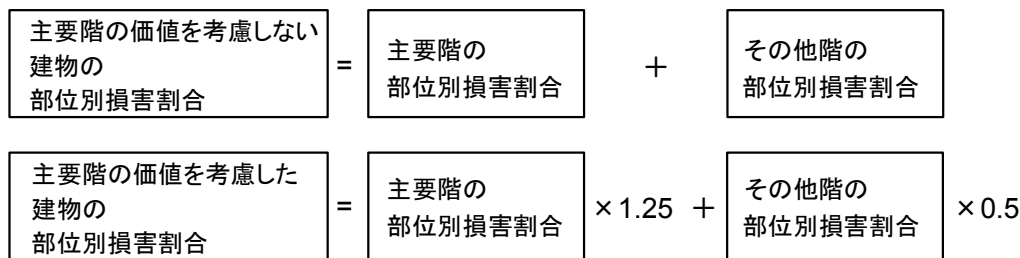
程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅰ	・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。 (棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)	10%
Ⅱ	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。	25%
Ⅲ	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
Ⅳ	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
Ⅴ	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)」では、写真を使って損傷の例示がされています。内閣府ホームページ参照
<http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/jirei-1t.pdf>

■2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定

平成19年改定により、地震第2次調査、水害、風害において、2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定が定められました。

これにより、2以上の階を有する住家(1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。)にあっては、各部位(基礎を除く。)について、下図により算定した部位別の損害割合に代えることができるようになりました。



※主要階：1階もしくは1階以外の階で、台所、食堂及び居間の全ての室を有する階

※部位別構成比を超えることはできない

※各階の損害割合に乗じる係数は指針にて定められていますが、留意事項として「各階の損害割合に乗じる係数(1.25及び0.5)は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2：1程度の住家を想定して、設定した係数である。住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乗じる係数を設定することも必要なことと考えられる。」とあります。

4. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

1) 大地震の際に行われる3つの建物被害調査

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定といった建物調査が実施されることがあります。

これらの調査は、それぞれ被害認定とは異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定の実施にあたっては、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査をすすめていく必要があります。

また、被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。

一方で、これら3つの建物被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。平成21年の「運用指針」改定により、応急危険度判定の判定結果について、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にすることができる場合があるとされています。具体的には、応急危険度判定において、「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行える場合があります。

	住家の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係り災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・応急危険度判定協議会※が支援）	建物所有者
判定調査員	主に行政職員（り災証明書発行は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	り災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

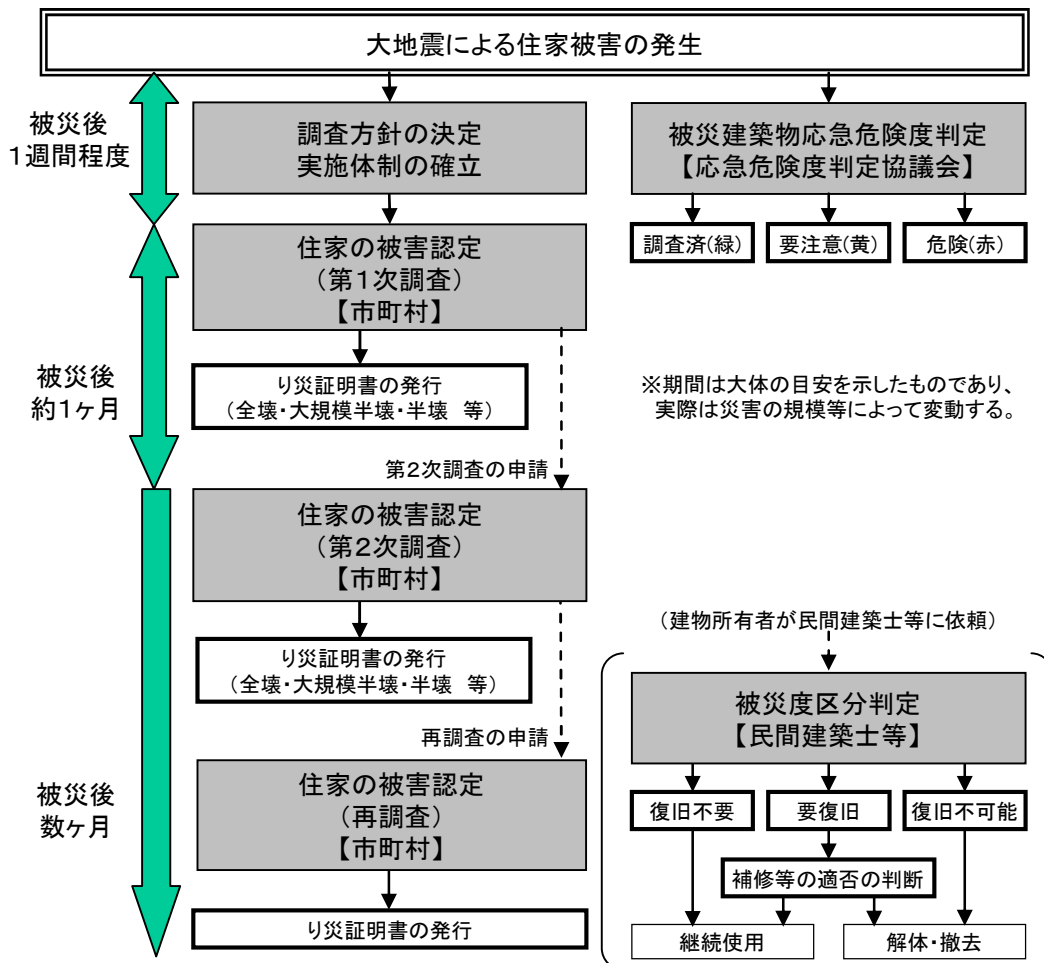
※応急危険度判定協議会（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

大地震の際に行われる3つの建物被害調査については、それぞれの調査目的に応じて、その調査の実施時期が以下のように異なります。

- ・人命に関わる二次災害の防止を目的とした応急危険度判定については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。
- ・り災証明書の発行を目的とした住家の被害認定については、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制、り災証明書の発行時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して調査が実施されていくこととなります。
- ・被災世帯が再調査を申請した際に行われる住家の被害認定（3次判定）、並びに建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる被災度区分判定については、各々住家の被害認定（2次判定）及び応急危険度判定の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとされています。

＜大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ＞



被害認定調査の実施について

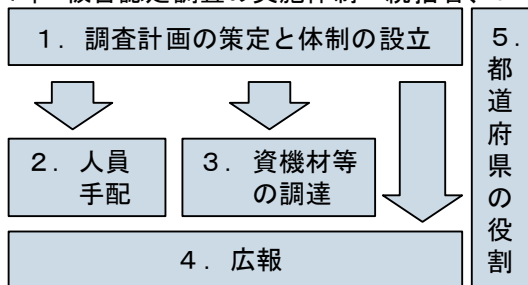
第1章～第4章では、特に大規模災害が発生した際の被害認定調査の実施体制について、過去の被災自治体の経験に基づき、検討すると良いと考えられる項目を整理したものです。

従って、内閣府として必ずこれらの項目を検討しなければならないと定めるものではありません。災害の規模や自治体の状況に応じて、的確で円滑な被災者支援が実施できるよう各自治体での工夫が期待されます。

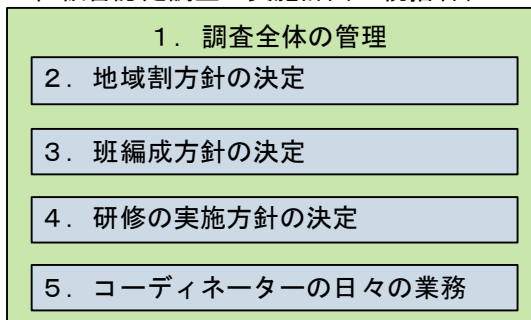
第1章～第5章の構成

- 第1章から第5章の構成を以下に示します。
章の後ろの→は、P. 15の体制イメージの場合の各章の想定読者を示しています。

第1章 被害認定調査の実施体制→統括者、コーディネーター



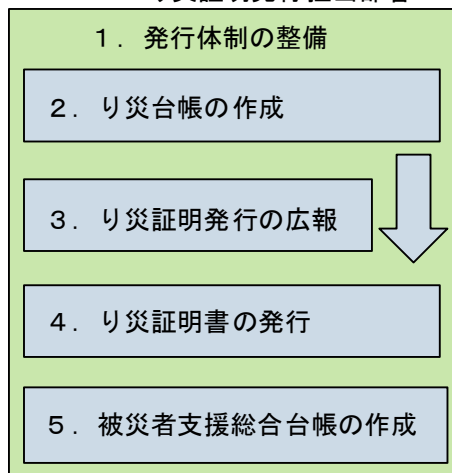
第2章 被害認定調査の実施計画→統括者、コーディネーター



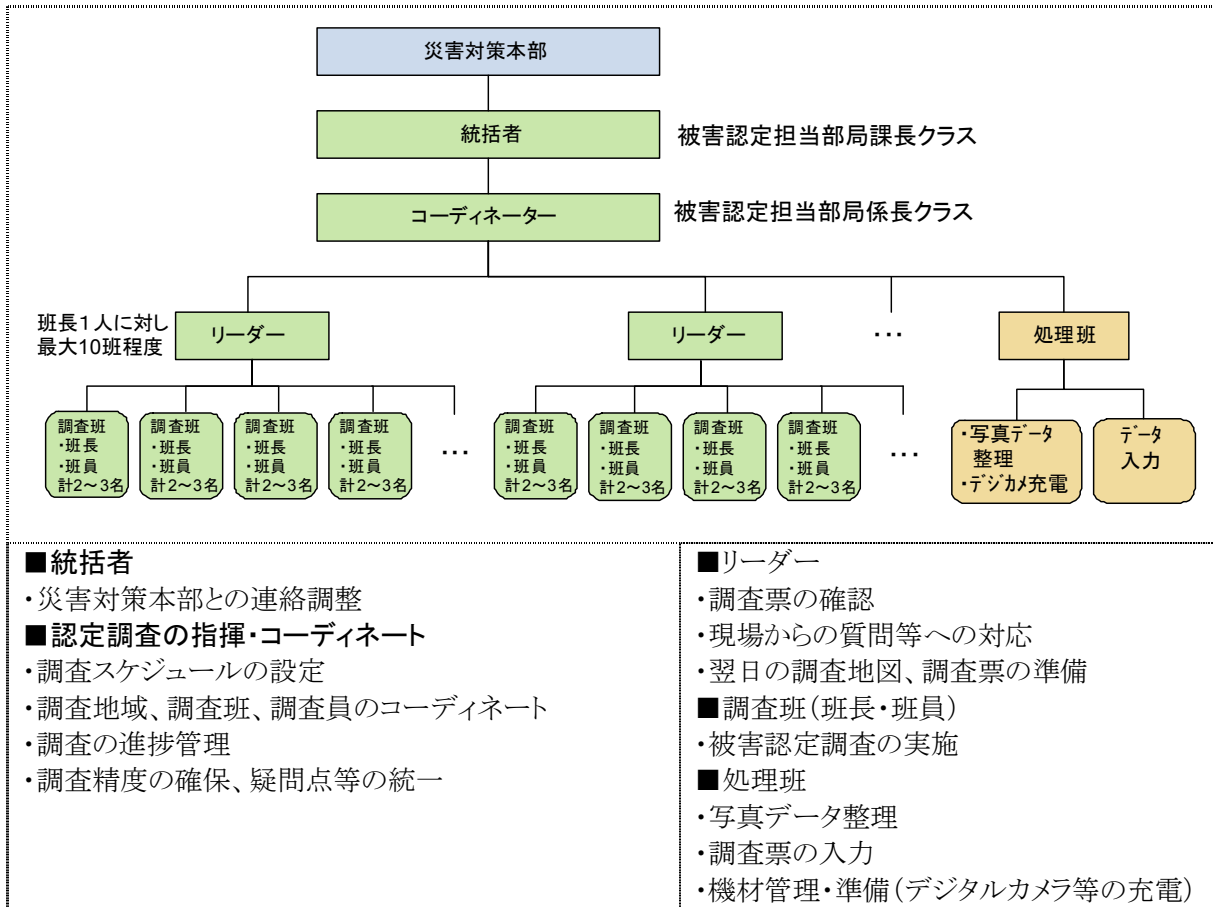
第3章 調査の実施→コーディネーター、班長、調査員



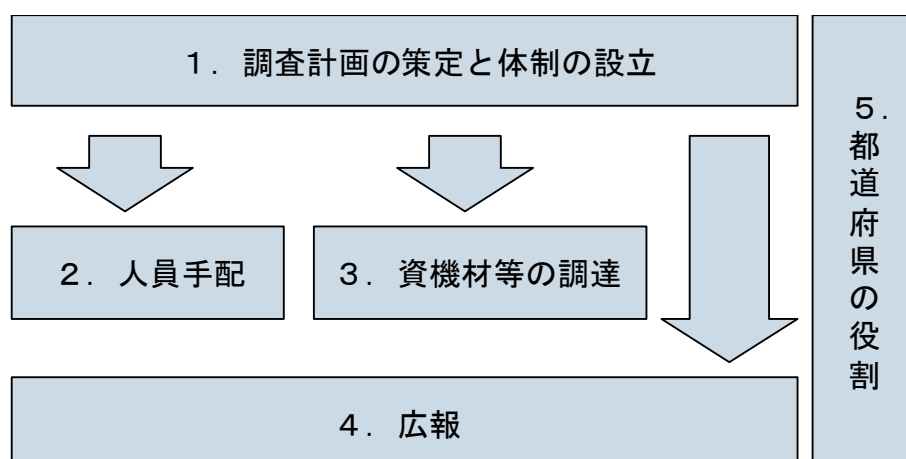
第4章 リ災証明の発行について →統括者、コーディネーター →リ災証明発行担当部署



●災害時の体制イメージ



第1章 被害認定調査の実施体制



1. 調査計画の策定と体制の設立

被害の情報を集め、その情報を元に、調査対象、調査地域など調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画をたてます。

都道府県を通じて、周辺の被災市区町村の状況を把握するほか、関係市町村で調査の方針を検討します。

(この項目で検討する事項)

- ①担当部署の確定
- ②被害情報の収集
- ③関連情報の収集
- ④調査方針の設定
- ⑤調査件数の想定
- ⑥全体スケジュールの確認・調整
- ⑦被害認定調査の体制の設定

①担当部署の確定

地域防災計画の記載事項等を参考に、担当部署、担当業務範囲（統括責任者、コーディネーター）を確定します。（詳細は『⑦被害認定調査の体制の設定(p19)』参照）

②被害情報の収集

- 調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。
- 情報の収集にあたっては、市区町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、実際に現場に向いて被害状況を確認します。また、応急危険度判定で「危険」と判定された建物を地図におとしたり、現地調査や、航空写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。

③関連情報の収集

周辺の被災自治体の調査の方針と調査スケジュール、講じられる各種被災者支援措置と支援措置の区分、被災者からの要望について情報を収集します。

④調査方針の設定

- 調査方針として、a) 調査対象、b) 調査対象地域、c) 調査区分、d) 調査結果の伝達方法、e) 調査手法（地震の場合のみ）を決定します。
- 調査方針は、周辺の被災自治体ともよく調整します。

⑤調査件数の想定

- ④で設定した調査対象、調査手法に基づき、調査件数を想定します。

⑥全体スケジュールの確認・調整

- リ災証明書発行開始日を設定します。
- 各種の被災者支援施策のスケジュールを勘案し、リ災証明書発行日を設定します。リ災証明書発行開始日と各種被災者支援施策のスケジュールについて、全庁で共有し、齟齬がないようにします。
- 周辺の被災自治体とスケジュールを調整します。

⑦被害認定調査の体制の設定

- 被害認定調査の体制を確立します。
- 主な業務としては、全体の統括、認定調査の指揮・コーディネート、現地調査、調査後の処理があります。災害規模や災害対策本部・被害認定調査担当課の体制・人数に応じて体制を設定します。また、相談窓口の設置、相談窓口の担当部署等について、検討します。
- ここまでで策定した調査計画に沿って人員手配、資機材等の準備を行います。（詳細は『2. 人員手配(p19)』、『3. 資機材等の調達(p20)』参照)

2. 人員手配

調査計画において設定した調査人員数をもとに、庁内や他自治体等から人員を手配します。

（この項目で検討する事項）

- ①人員計算
- ②庁内での人員確保
- ③応援人員の手配

①人員計算

- 想定される調査棟数、調査期間から、確保する調査人員を算出します。

②庁内での人員確保

- 調査員確保の考え方を検討します。
- 上記で検討した考え方をもとに、庁内において調査計画において設定した調査期間に必要な調査人数を確保できるかを把握します。

③応援人員の手配

- 庁内のみでは必要な人員を確保できない場合、都道府県に相談し、応援依頼を行います。
- 具体的には、a) 他の自治体職員に依頼、b) 民間人・関連団体等に依頼します。

3. 資機材等の調達

被害認定調査を実施するにあたり、調査場所の整備、調査機材の準備を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①空間の確保
- ②調査機材の調達
- ③移動手段の確保

①空間の確保

- 被害認定調査を推進するための空間として、a) コーディネーターの作業スペース、b) 調査員の作業スペース、c) ミーティングスペースを確保します。

②調査機材の調達

- 被害認定調査に必要なa) 資機材を確保します。また、必要に応じてb) 調査済証、c) 調査員証を用意します。

4. 広報

被災者ならびに住民に向けて、被害認定調査ならびに災証明書に関する広報を行います。また、マスコミへの対応を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①被害認定調査実施に関する広報
- ②支援制度や災証明書発行スケジュール等に関する広報
- ③マスコミへの対応

①被害認定調査実施に関する広報

- 被害認定調査実施に関する広報を行います。
- 被災者支援を受けるためには、被害認定調査を行う必要があり、建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片づけ等をしてしまうと調査ができない旨を周知します。

②支援制度やり災証明書発行スケジュール等に関する広報

- ①と同時に、支援制度の概要やり災証明書発行スケジュール、相談窓口（相談対応）等に関する広報を行います。
- 応急危険度判定等との違いについて周知します。

③マスコミへの対応

- 被害認定調査について、調査結果の公表時期等、マスコミへの対応を決めておきます。
- マスコミに対して被害認定調査の概要、り災証明書発行、相談窓口（相談対応）等について説明します。

5. 都道府県の役割

都道府県の役割として、市町村間の調整があります。また、人員手配、資機材調達などについて、被災市町村のみでは対応しきれない場合は、必要に応じて都道府県がサポートを行います。なお、小さな災害であるなど被災市町村で対応が可能な場合においても、県職員に経験を積ませるため、積極的に派遣し、ノウハウを蓄積するという考え方もあります。

（この項目で検討する事項）

- ①市町村間調整
- ②市町村からの相談対応
- ③人員手配
- ④資機材調達
- ⑤被害認定調査のサポート

①市町村間調整

- 同一災害における被災市町村の間で、調査方法や調査対象等が大きく異ならないよう、都道府県が主体となり調整を図ります。

②市町村からの相談対応

- 市町村から、被害認定調査の実施方法等に関する相談があれば対応します。

③人員手配

- 被災市町村から依頼があった場合、都道府県下の市町村との連絡調整や、他都道府県への依頼などを行い、必要な人員を確保します。

④資機材調達

- 被災市町村から依頼があった場合、必要な資機材を調達します。（詳細は『3. 資機材等の調達(p19)』参照)

⑤被害認定調査のサポート

- 被害認定の実施にあたり、必要に応じて市町村をサポートします。
- 非木造住宅の固定資産税家屋台帳を都道府県が保有している場合、都道府県にて非木造の被害認定調査を行うことも考えられます。

第2章 被害認定調査の実施計画

被害認定調査を実施するにあたっては、調査全体をコントロールする役割を担う人材が重要です。また、災害対策本部と密に連絡をとり、被害認定調査が各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であるという認識を共有した上で、適宜必要なサポート体制を構築することが大切です。

これらを担う人材は、被害の大きさや被災自治体の体制により、1人の場合や複数人の場合があります。本章では、便宜的に、何人であるかに拘わらず、上述した業務を実施する人材を「コーディネーター」と記載します。

本章では、「被害認定調査の実施計画」として、コーディネーターが担う業務について記載します。



1. 調査全体の管理

コーディネーターは、人員管理、地域割の決定、調査の進行管理等を通して、調査全体をコントロールする役割を担います。

また、災害対策本部と密に連絡をとり、被害認定調査が各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であるという認識を伝え、適宜必要なサポート体制を構築します。

(この項目で検討する事項)

- ①人員管理
- ②地域割の決定
- ③調査の進行管理
- ④調査員間の情報共有方法の決定
- ⑤一日のスケジュールの設定

①人員管理

- 被害認定調査の全体像を把握し、円滑に調査を推進できるよう、日々、現場からの報告を受け、より適切に改善しながら、調査を遂行します。

②地域割の決定

- 調査計画において設定した調査対象地域について、スケジュールや調査員確保の状況等を考慮し、地域割を決定します。（詳細は『2. 地域割方針の決定 (p25)』参照）

③調査の進行管理

- 日々の調査班からの報告等を受けて、適宜、最適な調査体制、調査方法となっているか、改善すべき点がないか確認します。改善すべき点がある場合は、具体的な改善方法を検討し、実行します。
- 調査班が調査を終了した範囲を確認し、調査の進行状況を把握します。調査計画と見比べて調査が遅れている場合には、人員数の増強を検討するなど、調査の進行を管理します。
- 調査票のデータ入力や写真データの整理等の進行状況についても把握し、人員配置の偏りや資機材の不足等を確認します。

④調査員間の情報共有方法の決定

- 具体的に調査を開始すると、過去に事例のなかった被害等、個別の災害・自治体で検討し、決定しなければならない事項が発生します。これらについて、決定し、伝達して調査員間で情報共有し、調査判断を一定に保ちます。
- 調査員間の情報共有を目的として、a) 伝達ミーティング、b) 情報共有ミーティングを開催します。
- ミーティング以外の、c) 情報共有確保の手段を検討し実施します。

⑤一日のスケジュールの設定

- 一日のスケジュールとして、伝達ミーティングの開始時間、調査の開始・終了時間、情報共有ミーティングの開始・終了時間、の3点を設定します。調査初日者と継続者のスケジュールが必要です。

2. 地域割方針の決定

調査計画にて決定した調査対象地域を確認したのち、地域割方針を決めます。

(この項目で検討する事項)

- ①調査対象地域の確認
- ②調査順序の設定
- ③地域割の見直し

①調査対象地域の確認

- 調査計画において決定した調査対象地域を確認します。

②調査順序の設定

- 調査対象地域の範囲や、被害の分布、地域ごとの被害程度等を考慮し、調査順序を決定します。
- 地域順序を設定します。

③地域割の見直し

- 調査が進むにつれて、優先度や調査範囲が変わる可能性もあります。日々、進捗状況を整理しつつ、適宜対応します。

3. 班編成方針の決定

確保できる人材の条件等に基づき、班編成の考え方を決定します。

(この項目で検討する事項)

- ①班編成の考え方の決定
- ②班編成の見直し

①班編成の考え方の決定

- 班編成について、確保が想定される人材の属性等を考慮し、a) 班編成の考え方、b) 班人数を決定します。

②班編成の見直し

- 調査開始後も、各地の被災状況や他地域からの応援人材の受け入れ状況、調査の進展状況等に応じて、適宜班編成を見直します。

4. 研修の実施方針の決定

各調査員に具体的な調査手法を正確に理解してもらい、調査員の質をなるべく一定に保ち、調査結果のばらつきを極力排除することを目的として、調査に参加する調査員全員を対象に研修を実施します。研修の実施方針として、研修において学ぶ内容と、研修の実施方法をあらかじめ検討する必要があります。

(この項目で検討する事項)

- ①研修内容の決定
- ②研修方法の決定

①研修内容の決定

- 研修において、実際の調査を行う前に、調査員に理解してもらう内容や項目を検討します。

②研修方法の決定

- a) 研修担当者、b) 研修対象者、c) 研修の開催頻度や開催時間を決定し、研修を実施します。

5. コーディネーターの日々の業務

「2. 地域割方針の決定」、「3. 班編成方針の決定」、「4. 研修の実施方針の決定」を行った後、実際に被害認定調査を開始します。被害認定調査開始後のコーディネーターの日々の業務としては、以下に列挙する事項が挙げられます。

コーディネーターは、スムーズに調査を行えるよう調査員へ情報伝達を行う必要があります。また、コーディネーター自身は、調査員からの質問や緊急を要する事態等にも対応できるよう、現地調査は行わず日々常に庁内に滞在するようにします。

(この項目で検討する事項)

- ①調査地域のコーディネート
- ②班編成のコーディネート
- ③調査員への研修の実施
- ④調査員への問い合わせ対応
- ⑤調査結果のチェック
- ⑥情報共有
- ⑦翌日の調査準備
- ⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

①調査地域のコーディネート

- 設定した地域割方針に基づき、各調査班の日々の調査地域を設定します。

②班編成のコーディネート

- 確保できた人員の人数や所属、被害認定調査の実施経験の有無、関連する知識の有無等を確認します。
- 班編成方針に基づき、班編成を決定します。

③調査員への研修の実施

- 研修の実施方針に基づき、研修を実施します。

④調査員への問い合わせ対応

- 調査員が調査を行う上で判断に迷った場合には、コーディネーターが電話にて相談を受け、対応を決めそれを伝えます。

⑤調査結果のチェック

- 各調査班が記入した調査票について、記入漏れや計算ミス、入力ミス等がないかチェックし、問題があった場合には担当した調査班に修正を依頼します。

⑥情報共有

- 日々の疑問を解決したり、効率的な方法など改善し、情報共有を行います。

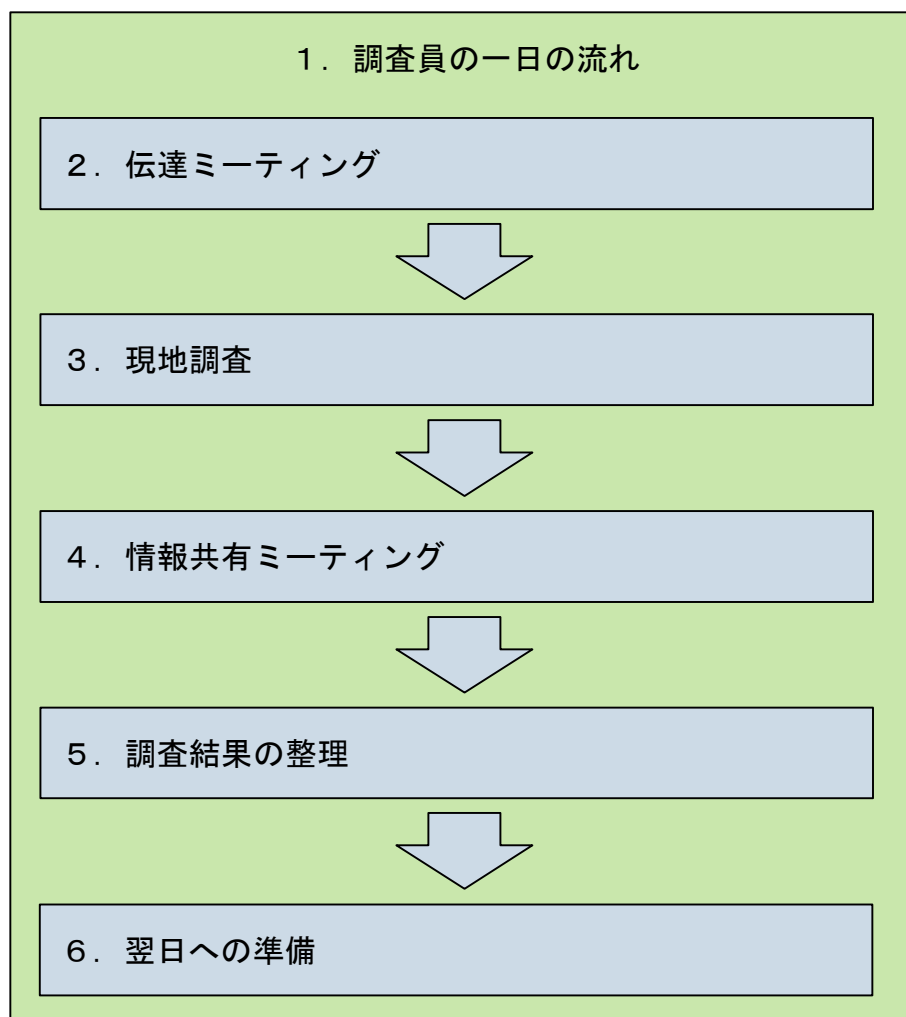
⑦翌日の調査準備

- 翌日の調査にあたって、各班の調査地域を確認したうえで、必要な調査機材や地図等を準備します。もしくは、準備を行う人員を配置し、指示を出します。

⑧調査先への連絡・調整（水害、風害、地震第2次調査）

- 居住者の立会い等が必要な場合、広報等でその旨を伝えます。

第3章 調査の実施



1. 調査員の一日の流れ

第2章で立てた調査計画に従い、調査を実行します。

(この項目で検討する事項)

- ①調査員の一日の流れ
- ②一日のスケジュール

①調査員の一日の流れ

- 朝礼で注意点などを確認した上で、調査に向かいます。調査後は調査票を追記、清書し、調査結果を班長に報告します。
- 調査方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月改定）」に沿って行います。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」には、損傷程度が写真やイラストで示されています。『災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き II. 資料編 参考資料(p97)』には、調査票と記入例が掲載されています。(ダウンロード <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>)
- その災害で初めて調査に出る前には研修を受講します。

②一日のスケジュール

- 一日のスケジュールとして、a) 伝達ミーティングの開始時間、b) 調査の開始・終了時間、c) 情報共有ミーティングの開始・終了時間を確認します。

2. 伝達ミーティング

調査開始に先立ち、調査員全員が集合して伝達ミーティングを行います。

(この項目で検討する事項)

- ①伝達ミーティングの実施

①伝達ミーティングの実施

- 調査員全員が集まって伝達ミーティングを行います。

3. 現地調査

被害認定調査における現地調査の流れとして、調査対象の確認、写真撮影、調査結果の記入、調査済証の貼付（交付）、住民対応、調査結果の報告について、それぞれで実施すべき項目について整理します。

（この項目で検討する事項）

- ①調査対象の確認
- ②写真撮影
- ③調査結果の記入
- ④調査済証の貼付
- ⑤住民対応
- ⑥調査結果のチェック・報告

①調査対象の確認

調査対象について、a) 地図情報との照合を行い、b) 聞き取り調査、c) 調査対象範囲の確定、d) 調査対象範囲の記録を行います。

②写真撮影

撮影手順に沿って写真撮影をします。

③調査結果の記入

調査票の記入の仕方にしたがって、調査結果を調査票へ記入します。

④調査済証の貼付

調査済証がある場合には、調査を終了した建物に貼り付け等をします。

⑤住民対応

住民から質問等があれば対応します。

⑥調査結果のチェック・報告

調査終了後、帰庁して、他の人が読めるか、書き間違いや計算間違い等がないか、調査漏れがないか等について、調査票をチェックします。

その他、研修や伝達ミーティング等での指示にしたがってその日の調査の報告をします。

4. 情報共有ミーティング

実施した調査上の課題や問題点、注意事項等を調査員間で共有する情報共有ミーティングを行います。

(この項目で検討する事項)

①情報共有ミーティングの実施

①情報共有ミーティングの実施

日々、調査実施結果を受けて、a) 情報共有ミーティングの実施と、b) 対応方針の情報共有を行います。

5. 調査結果の整理

調査結果を整理する方法を検討します。また、被害規模の大きい場合には入力班を設置します。

(この項目で検討する事項)

- ①写真データの管理
- ②調査票の整理とデータ入力

①写真データの管理

デジタルカメラの写真データをパソコンに入力し、管理します。

②調査票の整理とデータ入力

調査票を整理し、入力します。

6. 翌日への準備

「第3章 被害認定調査の実施計画」で設定した役割分担に従って、翌日の調査の準備を行います。

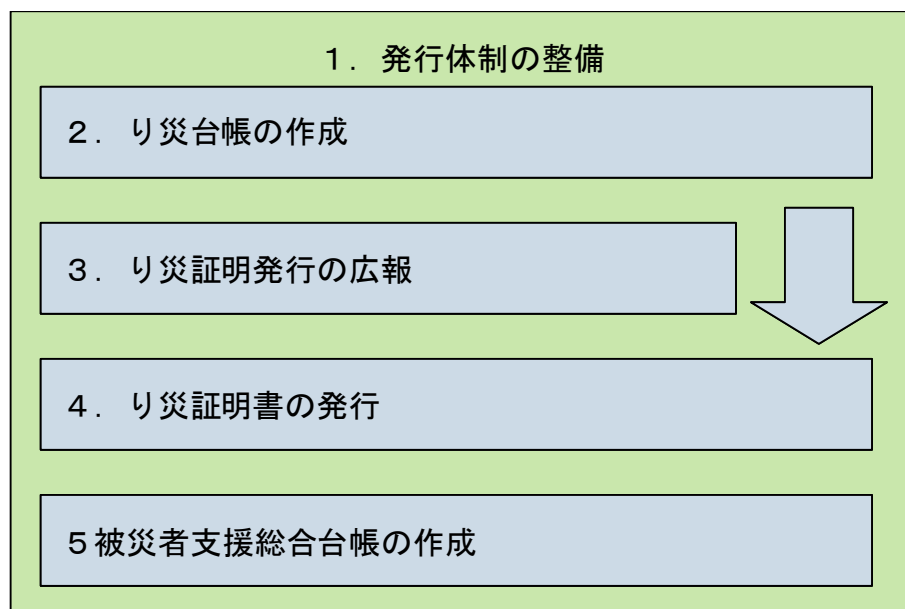
(この項目で検討する事項)

①翌日の調査準備

①翌日の調査準備

- 翌日使用する調査票やデジタルカメラなどの資機材が使える状態にあるかを確認し、準備します。
- 当日の調査終了範囲と、翌日の調査班数が確定し、翌日の調査範囲が決まったら、翌日の調査対象の地図を準備します。

第4章 リ災証明書の発行について



1. 発行体制の整備

ここでは、まず、り災証明書発行手順や発行のための人員の確保など、り災証明書を発行するための体制を整備します。また、あわせてり災証明書等の様式について定めます。

(この項目で検討する事項)

- ①発行部署（り災台帳の作成と発行を行う部署）の決定
- ②発行のための人員確保
- ③発行手順の決定
- ④り災証明書等の様式

①発行部署の決定

り災証明書を発行する部署について、地域防災計画で定めている場合は、その部署が担当します。定めがない場合には、担当課を設定します。

②発行のための人員確保

り災証明書を発行するために必要な人員数について、会場数や会場の規模、用意できる設備等も勘案して設定します。

それらの人数を担当課で確保できない場合、応援人員を確保します。

③発行手順の決定

り災証明書を発行するには、まず、a) 発行対象者、b) 発行枚数、c) 発行方法、d) 会場数、e) 発行時期、f) 発行手数料を決定します。

④り災証明書等の様式

り災証明書の発行のために、a)り災証明申請書とb)り災証明書の様式を設定します。

2. り災証明書発行台帳の作成

り災証明書を発行するために、必要なデータを収集し、それらと被害調査結果をあわせて「り災証明書発行台帳」を作成します。

(この項目で検討する事項)

- ①り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得
- ②り災証明書発行台帳の作成

(り災証明書発行台帳とは)

・ここでは、り災証明書の発行に必要な被害認定調査の結果などを整理した台帳を「り災証明書発行台帳」としています。

①り災証明書発行台帳の作成のためのデータ取得

- り災証明書は原則として災害発生場所の建物居住世帯に対して発行される（申請は所有者も可能）ものですので、被害認定調査結果の他に、その建物に居住（もしくは所有）している世帯の構成員全員の情報（どの世帯に属する誰がその建物に居住しているのか）を把握します。
- また、世帯構成全員について氏名、世帯主との続柄、性別、生年月日を把握します。

②り災証明書発行台帳の作成

- ①で整理した情報を元に、り災証明書発行台帳を作成します。
- り災証明書発行台帳は、被災規模が小さくり災証明書の発行件数が少ないと想定される場合には、エクセル等のアプリケーションを活用することも可能ですが、被災規模が大きい場合には何らかのデータベースシステムを構築することも検討します。

3. り災証明書発行の広報

り災証明書発行のための広報を行います。

（この項目で検討する事項）

- ①り災証明書発行のための手続きの広報
- ②支援措置の広報

①り災証明書発行のための手続きの広報

- り災証明書の発行開始日、発行会場、り災証明書発行申請のために必要な持ち物について広報します。

②支援措置の広報

- ①と併せてり災証明書により受けることができる支援内容、相談窓口などを広報します。

4. り災証明書の発行

実際のり災証明書の発行を行うため、り災証明書発行会場の設営を行います。また、り災証明書発行業務の流れについて整理します。

（この項目で検討する事項）

- ①り災証明書発行会場と必要資機材の確保
- ②り災証明書発行会場の設営
- ③り災証明書発行業務の流れ
- ④調査結果の確認申請

①り災証明書発行会場と必要資機材の確保

- り災証明書を発行する会場については、以下のような条件をみたすような施設を、「1. 発行体制の整備」で検討した会場数だけ確保します。
- り災証明書発行会場に、発行に必要な資機材を搬入します。申請書を記入するための机や待合スペースの椅子等の他、パソコンやコピー機、プリンターなどの機器類や電話、り災証明書の申請書などが基本資材として必要となります。
- り災証明書発行台帳を作成している場合でも、データベースの入力漏れ等が発生する場合がありますため、再検索を行うために必要な資料（記入済の調査票原本等）も用意しておきます。

②り災証明書発行会場の設営

- り災証明書会場の設営を行います。会場では「申請書の記入場所」「申請書の提出窓口」「調査結果の提示とり災証明書の発行スペース」「判定に関する相談スペース」「職員が休養するためのバックヤード」といった場所を確保する必要があります。

③り災証明書発行業務の流れ

- り災証明書発行業務は、大きく a) 申請者の誘導・整理、b) 申請書の記入、c) 申請書の受理、d) 判定結果の探索、e) 確認、f) 再探索の実施、g) り災証明書の発行、h) 相談対応、の8段階から構成されます。

④調査結果の確認申請

- 調査結果を受けて、被災者が調査結果に納得しない（地震第2次調査、水害、風害）場合は、調査結果の確認申請の受付を行います。
- 調査結果の確認申請については、申請内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行います。再調査に基づいた判定結果については、理由とともに当該被災者に示します。

5. その他の被災者支援への活用

被害認定調査結果は、り災証明書の発行だけでなく、被災者生活再建支援法以外の税減免措置等の様々な支援策に活用可能です。各自治体独自の制度も含めて、活用可能な被災者支援策を整理し、被災者への支援を展開するかどうかについて検討します。活用する場合、被災者の総合的な支援のために必要なデータを収集し、り災証明書発行台帳と結合した「被災者支援総合台帳」を作成すると、支援がより効率的・効果的に実施できることから、その作成についても必要性を検討し、必要がある場合には作成します。

(この項目で検討する事項)

- ①被害認定調査結果を活用するその他の被災者支援制度の整理
- ②被災者支援総合台帳作成の有無の検討
- ③被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得
- ④被災者支援総合台帳の作成

①被害認定調査結果を活用するその他の被災者支援制度の整理

- 被害認定調査結果を活用可能な被災者支援制度を整理します。

②被災者支援総合台帳作成の有無の検討

- ①で検討した被災者支援制度に基づいた支援を行う上で、り災証明書発行台帳を元に、被災者支援総合台帳を作成するかの検討を行います。

③被災者支援総合台帳の作成のためのデータの決定と取得

- ②の検討の結果、被災者支援総合台帳を作成する場合、税減免措置等に対応する上で a) 建物に関する情報を取得します。
- また、その他各種支援策を行う上で、支援対象者を抽出・把握する上で、b) その他支援り災世帯や個人に関する要支援情報などを取得します。

④被災者支援総合台帳の作成

- ①で整理した情報を元に、すでに作成しているり災証明書発行台帳と結合して、被災者支援総合台帳を作成します。
- 被災者支援総合台帳は庁内で横断的に利用することが想定されるものですので、紙台帳による構築だけではなく、必要に応じて、何らかのデータベースシステム（電算システム）を構築することも検討します。